



けいえいそうだんしつ

経営相談室だより

島田会計大阪事務所
かわしま あきのり
公認会計士・税理士 川嶋 良典

電子帳簿保存法への対応

電子帳簿保存法(以下、電帳法)改正対応の猶予期間終了に伴い、本年1月から電子取引に関するデータ保存の義務が本格的に開始します。社会福祉法人への影響についてお問い合わせが多いので、義務化の対象と影響の有無についてポイントを解説します。

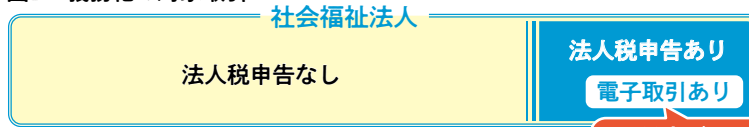
電帳法とは、税法上保存が必要な「帳簿」や請求書・領収書などの「国税関係書類」を、「紙」ではなく「電子データ」で保存する場合の取扱いに関する法令です。対象となる税法は所得税(源泉所得税を除く)と法人税です。よって、電帳法の対応が必要な社会福祉法人は、法人税を申告している場合に限られます。

電子データの保存方法は、①法人が希望した場合に紙の代わりにデータでの保存が認められる帳簿書類と②データでの保存が義務化される帳簿書類で取扱いが異なります(図A)。

図A 電帳法の対象と保存方法

種類	対象	保存方法
帳簿書類のデータ作成	PCで自ら作成	原則紙 要件を満たせばデータ保存も可 ①
スキャナ保存	入手した紙を自らスキャン	原則紙 要件を満たせばデータ保存も可 ①
電子取引	データで入手・交付	データ保存が義務 (紙だけの保存は不可) ②

図B 義務化の対象取引



①②いずれも取引記録の改ざんなどを防止するため、データ保存に一定の要件が設けられています。本稿では、義務化される②の電子取引を解説します。ただし、法人税を申告しており、かつ申告対象の事業で電子取引を行う社会福祉法人は多くないと考えられます(図B)。

● 法人税申告法人における

電子取引のデータ保存

電子取引とは、注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書などの取引情報を電子データでやりとりする取引をいいます。例えば電子メール、ホームページ、クラウドサービス、DVD等の記憶媒体での授受が該当します。本年1月以降の電子取引については、図Cの要件を満たしてデータ保存をしなければなりません。

検索機能の確保と改ざん防止措置の対応は、費用と事務の負担が考えられます。ただし、電帳法対応のシステムを導入しなくても簡易な方法で保存要件を満たせます。例えば、検索機能の確保を(b)紙での整理保存によって不要とし、改ざん防止措置として3の規程整備を採用する方法が考えられます。なお、訂正削除の防止に関する規程は国税庁のホームページに例示があります。

● 社会福祉法の電磁的記録との比較

電帳法における電子取引は、社会福祉法や社会福祉法人のモデル規程における「電磁的記録」とは法令で取扱いが異なります。混合しないようご注意ください。

● 消費税法の電子インボイスとの比較

消費税のインボイス制度では、適格請求書にかかる電磁的記録(電子インボイス)に関する規定がありますが、電帳法の電子取引と取扱いは異なります。主な違いとして、適格請求書を電子データでやりとりした場合、消費税法では紙の保存と電子データの保存いずれも認められます。消費税の申告をしている法人はご注意ください。

図C 電子取引のデータ保存要件

要件	内容
システム概要書の備付	自社開発プログラムを使用する場合に限る
見読可能装置の備付等	データを確認できるディスプレイやプリンタ等
検索機能の確保(※)	取引日付、取引金額、取引先が検索対象
改ざん防止措置 (1~3いずれかを実施)	1. 電子データへのタイムスタンプ付与 2. データの訂正削除に記録が残るまたは訂正削除ができないシステムの利用 3. 訂正削除の防止に関する規程整備

※ (a)前々事業年度における売上高5000万円以下または(b)電子取引をデータ保存に加えて紙に印刷し日付と取引先ごとに整理している法人は、検索機能の確保は不要となります。